

町会館等の整備費助成申請の手引き



◇申請期間：令和8年9月1日から令和8年9月30日まで

（対象：令和9年度に町会館等の整備を予定している町会・自治会等）

和泉市市長公室広報・協働推進室



（目的）

和泉市では、地域住民のコミュニティ活動の促進や福祉の増進を図ることを目的として、会員の集会及び会議等に使用するための建物及びそれに付属する建物（以下「町会館等」という。）を各町会・自治会が会員の意思決定に基づき、新築、増築、改築、改修及び建物を購入する際、一定の条件のもと、その整備に要する費用の一部を予算の範囲内で助成しています。

目 次

町会館等の整備費助成制度の内容

市の予算について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
助成対象団体について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
助成対象となる町会館等とは・・・・・・・・	3
助成対象となる経費は、どのようなものか・・	5
助成対象とならない経費は、どのようなものか・・	6
助成する額について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
助成申請には次のような制限があります・・	10
助成事業執行に当たっての業者選定について・・	11
助成金の返還について・・・・・・・・・・・・・・・・	12

助成金の具体的な計算事例

計算例 I ～ V・・・・・・・・・・・・・・・・	13
---------------------------	----

町会館等の整備費助成の流れ

整備を計画している町会・自治会の募集から助成金の交付まで・・	18
--------------------------------	----

助成申請に関する事務手続きQ & A

町会館等整備事業計画事前協議書の提出関係・・	22
町会館等整備事業費助成金交付申請書の提出関係・・	23
町会館等整備事業費助成金変更交付申請書の提出関係・・	25
町会館等整備事業費助成金交付実績報告書の提出関係・・	25
町会館等整備事業費助成金交付請求書の提出関係・・	26

■ □ 町会館等の整備費助成制度の内容

市の予算について

単年度の要望が集中した場合、計画されている町会・自治会に対して、調整を行う可能性があります。

助成対象団体について

助成対象団体は、次のいずれかに該当する団体です。

- 和泉市内の単一の町会・自治会
 - 1つの集会施設の整備・管理運営を継続的に行う複数の町会・自治会等
- ※町会・自治会ではない管理組合等の団体は対象外です。

助成対象となる町会館等とは

助成対象の町会館等とは、町会・自治会が会員の集会及び会議等に使用するための建物及びそれに付随する地域住民のための建物施設であって町会館と同一敷地内にあるもので、対象となる工事等は次の内容です。ただし、付随する建物施設については、町会館と同時に整備を行うものに限り、したがって、付随する建物施設のみを整備する場合は、助成の対象外となります。※防災倉庫を整備する場合については、町会館と別敷地である場合や、単独で防災倉庫の整備を行う場合も助成対象となります。

- | | |
|--------------|---|
| ■ 新築工事 | 町会館等を新たに造る工事や既存の町会館等を建替する工事 |
| ■ 増築工事 | 既存町会館等に継ぎ足す場合のほか、同一敷地内に別棟を建築する工事 |
| ■ 改築工事 | 既存町会館等の一部を除去し、規模及び構造が大きく変わらない範囲内で造り替える工事 |
| ■ 改修工事 | 既存町会館等に対して修繕、補修する工事 |
| ■ 太陽光発電設置工事 | 町会館等の屋根等に太陽電池パネルを設置し、太陽光エネルギーを利用し町会館等の電源として使用するシステムを取り付ける工事 |
| ■ 雨水利用施設設置工事 | 町会館等の屋根や屋上又はベランダ等に降る雨を雨水貯留槽等に貯留し、飲料以外の生活用水の一部として再利用するための施設を設置する工事 |
| ■ 耐震改修工事 | 現行の建築基準法施行令などの耐震基準に適合していない既存の町会館等を、現行の耐震基準に適合させるために行う改修工事 |
| ■ 段差解消工事 | 高齢者や障がい者のために、既存町会館等の外部出入口等において、傾斜路や手すり等を設置し段差の解消を行う工事 |
| ■ 建物購入 | 新築や中古の建物を購入すること（購入に伴う増築、改築及び改修などの建築工事を含みます。） |

「町会館に付随する地域住民のための建物施設」とは、概ね次のものを言います。

- 町会活動やコミュニティ活動に必要な町会館等敷地内で使用する設備、機材等の備品を収納するための倉庫
- 防犯及び町会の祭事等で利用するための多目的な倉庫
- 地域の行事のために建設する施設で総会の議決に基づき建設する建物（例えば、だんじり収納庫など）
- 災害時の応急対応等に使用する資機材、食糧、生活必需品等を収納するための倉庫

【質問】

質問 1 改築と改修とはどう違うのですか？

答 1 例えば、躯体の一部をやり替えたり間仕切りを取り壊して、間取りを変更する場合等は改築になります。一方、改修は一般的な修繕や補修などを行う場合です。

質問 2 町会館と同一敷地内に、備品を収納する倉庫を新築したいのですが、助成対象となりますか？

答 2 町会館を整備する費用の一部を助成する制度であることから、倉庫のみを整備する場合は助成の対象となりません。ただし、町会館の整備に併せて整備する場合は、助成対象としています。（※防災倉庫を整備する場合については、単独で整備を行う場合も助成対象となります。）

質問 3 町会館とは別の敷地に「付属する地域住民のための建物施設」を建設したいのですが、助成対象となりますか？

答 3 助成対象を町会館と同一敷地にあるものと限定していますので、敷地外で建設する場合は対象となりません。（※防災倉庫を整備する場合については、町会館と別敷地であっても助成対象となります。）

質問 4 2 軒の町会館を所有しておりますが、2 軒とも助成対象となりますか？

答 4 以下の要件を全て満たしていれば、2 軒以上の町会館等においても助成対象となります。ただし、1 申請 1 軒のみとします。

構 造：和泉市宅地開発指導要綱施行基準の公共施設設置基準に準ずる設備が設置されている建物。（集会室、湯沸室、便所、備品（付帯設備一式等））

権利関係：建物の所有者が町会であること。ただし、町会が建物を借りている場合にあっては、家賃等は支払っていないこと、町会の費用負担において維持・管理を行っている場合には、当該維持管理に関する改修等の費用のみを助成対象とします。

使 途：町会及び老人会等の町会に関係のあるコミュニティ団体が集会及び会議等を行うための施設であること。その他の目的（収益事業や物置等）で使用するための施設は対象外とします。

助成対象となる経費は、どのようなものか

助成対象経費は、次の7種類です。

- 建築工事費 ■ 太陽光発電設置工事費 ■ 雨水利用施設設置工事費
- 既存町会館の耐震改修工事費 ■ 既存町会館の外部出入口等の段差解消工事費
- 建物購入費 ■ 備品、防災資機材購入費（建築工事や建物購入、防災倉庫整備と併せて行う場合のみ）

それぞれの対象経費の詳しい内容は次のとおりです。

■ 建築工事費

区 分	内 容
建築本体工事費	町会館等に必要な構造体、外装、内装、建具及びその他造付家具等で容易に移動できないものの工事費
屋外附帯工事費	町会館等の敷地内で町会館機能に必要な駐車、駐輪スペースなど建物周辺の整備工事費（造成工事や擁壁工事の費用等は対象となりません。）
附帯設備工事費	町会館等に必要な電気・電話・自動火災報知設備・テレビ共聴設備工事や給排水・衛生・空調・ガス・消火設備工事等の各設備工事費
太陽光発電設備設置工事費	町会館等に必要な電気供給のための太陽光発電設備を設置する工事費
雨水利用施設設置工事費	町会館等の屋根や屋上又はベランダ等に降る雨を雨水貯留槽等に貯留し、飲料以外の生活用水の一部として再利用するために行う施設を設置する工事費
既存町会館等の段差解消工事費	高齢者や障がい者のために行う、既存町会館等の外部への玄関出入口等において、傾斜路や手すり等を設置する工事費
既存町会館等の耐震改修工事費	既存町会館等の耐震補強を目的として行う工事費
撤去工事費	助成事業を実施するに当たり増築、改築、改修工事を行う部分の一部及び工作物並びにそれに付随するものを取り壊し撤去する工事費

■ 建物購入費 新築や中古の建物を購入するために要する費用で次のもの

- ・ 建物の購入費用
- ・ 建物購入に伴い行う建築工事

■ 備品、防災資機材購入費

建築工事や建物購入と併せて行う場合で、町会活動やコミュニティ活動に必要な町会館等敷地内で使用する設備、機材等の購入に要する経費（※防災倉庫のみを整備する場合についても含む。）

※ただし、その他補助金及び保険金等、当該事業に充当するべきと市長が認めるものがあるときは、市長が算定した金額を助成対象経費から控除します。

【質問】

質問 1 備品だけを購入するのですが、助成対象となりますか？

答 1 助成の対象となりません。建築工事や建物購入と併せて行う場合は対象としています。（※防災倉庫の整備も含む。）

質問 2 空調機を購入して取り付けを行うのですが、助成対象となりますか？

答 2 空調機を取り付ける際に、配管工事等の施工業者による工事が必要である場合は、単独でも助成対象となる場合があります。ただし、町会自ら取り付け工事をする際の空調機の購入費用やスポットクーラー等の工事の伴わない空調機の購入に関しては、単独での助成対象とはなりません。これらの場合は、町会館整備と併せて行う場合に助成対象となります。

助成対象とならない経費は、どのようなものか

下記に明記している経費については、助成の対象となりませんのでご注意ください。申請に当たっては、下記の項目を対象外として区分けして頂くようお願いします。

- 町会館に係る工事を行わず、町会館に付属する建物施設の工事のみを行った場合に要する経費（※防災倉庫を整備する場合については、町会館と別敷地であることや、単独で防災倉庫の整備を行う場合も助成対象となります。）
- 土地の買収費・測量費・借用経費、造成費用・擁壁設置工事、地質調査費など土地に関する経費
- 既存の町会館等の除却やその処分費用など（併設の附帯施設の除却も含みます。）
既存の建物の除却工事費
- 設計監理費、建築確認申請の手続きに必要な費用、登記手続きに必要な費用など
その他整備費として適当と認められない経費（直接町会館等の整備に要する費用以外の経費など）
- 防災倉庫に備蓄する食料（飲料・食料品）の購入費

助成対象外の経費については、様々な場合が考えられますので、申請前に担当者と十分協議をして頂きますようお願いします。

【質問】

質問 1 除却工事（対象外）と町会館建設工事（対象）を併せて入札し、契約したいのですが、別々に契約すべきですか？

答 1 出来れば別々に契約をして頂きたいですが、一括で契約された場合は、工事費を対象内外に区分けした見積書や請求内訳書が必要となります。

質問 2 倉庫を併設した既存の町会館の倉庫を除却して、新たに倉庫を増築し併せて会館の改修工事を申請したいのですが、助成の対象範囲はどの様になりますか？

答 2 倉庫の除却費については、助成の対象となりません。また、新たに併設する倉庫と会館の改修工事費については、助成対象となります。

質問 3 造成工事とはどのような工事なのですか？

答 3 造成とは土地に対しその地盤面の形状を主に土を動かす事によって、町会館敷地に利用出来る土地にする工事を言います。

質問 4 町会館用地を盛土して建てたいのですが、その費用は助成対象となりますか？

答 4 造成工事になりますので、盛土にかかる費用は助成対象とはなりません。

質問 5 設計監理費や地質調査費等は、助成の対象となりますか？

答 5 助成の対象となりません。よって申請では対象外の項目として区分けして頂きます。

質問 6 町会館の隣接敷地を新たに購入して、町会館用の駐車場として整備するのですが、助成の対象となりますか？

答 6 屋外附帯工事費として、町会館用駐車場の整備は助成の対象になりますが、敷地の購入や造成にかかる費用については対象外となります。

助成する額について

助成率：助成対象事業経費の1／3以内で、下記の区分によります。

区 分	助成金の限度額
新築工事及び新築の建物の購入を行う場合	1平方メートル当たり市場実態調査を基に毎年市長が定める金額に延べ床面積を乗じて得た額 (上限1,000万円)
増築工事を行う場合	1平方メートル当たり市場実態調査を基に毎年市長が定める金額に延べ床面積を乗じて得た額 (上限500万円)
改築・改修工事を行う場合	500万円
中古の建物購入を行う場合	500万円
防災倉庫の整備を行う場合	500万円

※ 助成金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

令和9年度実施事業の 1平方メートル当たり の助成単価の限度額	109,000円	事前協議時においても適用されます。
---------------------------------------	----------	-------------------

※ 例 1平米当たり109,000円の助成金は、工事費の3分の1であることから工事費の平米単価にすると、 $109,000 \times 3 = 327,000$ 円になります。

①から④の工事を行う場合の助成率は、助成対象事業経費の1／2以内とします。また、上記助成金の限度額にそれぞれ下記のとりの金額を限度として増額して助成します。

- 新築や新築の建物購入の場合 200万円
- 増築、改築、改修工事及び中古の建物購入の場合 100万円

- ① 太陽光発電設備を設置する工事
- ② 雨水利用施設設置工事
- ③ 既存町会館等の高齢者や障がい者のための主要な玄関出入口等の段差の解消工事
- ④ 既存町会館等の耐震改修工事

【質問】

質問 1 助成率が3分の1以内ということは、発注する工事金額と備品購入金額との合計の3分の1が助成金額ということですか？

答 1 提出を受けた申請内容や見積書などを審査して、対象外となる経費を除いた助成対象事業経費（消費税含む。）の3分の1以内で、その限度額は各区分の助成金が上限となります。

質問 2 助成対象の工事と助成対象以外の工事が混在している場合、全体にかかる諸経費や値引き分など、どう算定するのですか？

答 2 助成対象内工事費と助成対象外工事費を確定し、諸経費や全体に必要な直接仮設費は按分して頂きます。

質問 3 新築や増築、新築の建物購入の場合、平米当たりの助成単価を採用した理由を教えてください。

答 3 市では、次の理由から、平米助成単価を設定しています。

- ① 会館の規模や内容にかかわらず助成額を決定することが、不当に建設費を上げ、ひいては不正を招く要素になることから設定しています。
- ② 建設費の高低は、団体間でアンバランスが生じる可能性があり、単価を設定することで、団体間の公平性が図られます。

質問 4 平米単価には、備品の助成金も含まれていますか？

答 4 備品購入費は含まれません。

質問 5 増築工事と改修工事を併せて行うのですが、助成金の限度額は？

答 5 併せて行っても限度額は、500万円となります。

質問 6 面積当たりの助成額の算出はどうするのですか？

答 6 新築や増築工事を行う場合は、必ず建築確認申請を提出する必要がありますので、申請された建物の延べ面積を元に算出して頂きます。助成金の具体的な計算事例を参考にしてください。

質問 7 太陽光発電設備を備えた新築工事を行いたいのですが、どの様に助成金を算出すればいいのですか？

答 7 工事の内訳書を新築工事に係る経費と太陽光発電設備設置工事に係る経費に区分けして頂き、それぞれの助成率に基づき計算を行って頂きます。助成金の具体的な計算事例を参考にしてください。

質問 8 町会館が火災になり、新築を行いますが、火災保険が支払われます。助成金は支払われますか？

答 8 助成対象経費から火災保険金を控除した額が助成対象経費となります。助成金の具体的な計算事例を参考にしてください。

助成申請には次のような制限があります。

- **限度額1,000万円の助成金を受けると10年間は助成を受けることができません。**

助成を受けた町会・自治会は、助成を受けた年度を含めて10年の年度を経過するまでの間は、この要綱による助成を受けることができません。

- **助成額が1,000万円に満たない町会は、5年を経過すれば差額の範囲で助成を受けることができます。（第4条第2項の助成額は除く。）**

既に助成を受けた町会でも、その助成を受けた年度の助成額が1,000万円に満たない場合は、助成を受けた年度を含めて5年の年度を経過した後は、当該差額の範囲内で助成を受けることができます。ただし、下記のような工事を行う場合は、5年の年度を経過しなくても、当該差額の範囲内で助成を受けることができます。

- ☐ 災害により復旧する工事
- ☐ 耐震改修を行う工事
- ☐ 水洗化改造工事（下水道に放流切り替えを行う工事）
- ☐ その他緊急を要する工事（危険防止等で緊急を要する工事）

【質問】

質問1 増築や改築・改修及び中古の建物購入、防災倉庫の整備を行う場合、助成金の限度額が500万円になっていますが、5年の年度を経過した場合は1,000万円との差額の範囲内において助成を受けることができるということですか？

答1 1,000万円から、その年度に受けた助成金を差し引いた金額の差額の範囲内であれば、助成を受けた年度を含めて5年の年度を経過した後は、助成を受けることは可能です。ただし、区分ごとの助成金限度額の適用も受けます。

質問2 50万円程度の小修繕工事をやりたいのですが、申請は出来ますか？

答2 申請は可能です。ただし、本制度は、一度助成金を受けるとその年度を含めて5年間使えないことから、経費が大きく掛かる大規模改修工事などに向いている制度です。申請される場合は、修繕計画を考えて申請を行って下さい。

質問3 5年以内に助成金を受け取っているのですが、その後雨漏りが酷くなり改修をしたいのですが緊急工事として申請出来ますか？

答3 質問2でもお答えしたように、改修については計画性をもって行って頂きたいと思いますので基本的には申請出来ません。ただし、雨盛りの状況にもよりますが、全面的に改修を必要とする場合などは、相談して下さい。

質問4 緊急工事とは、どのような工事が対象となるのですか？

答4 例えば、町会館の外壁が落ちかかって危険であり、全面的な外壁改修が必要となった場合などが対象となります。

助成事業執行に当たっての業者選定について

業者の選定に当たっては、住民から不信感を抱かれないよう、公明正大な業者選定を行うようにしてください。業者選定方法として見積合わせや入札、コンペ方式などを採用し3社以上の複数業者からの価格比較を行うなど、より適正な建設費となるようにして頂きます。そのため、下記の資料が申請に必要となります。

■ 施工業者選定経過報告書

上記の資料に基づき、施工業者選定の妥当性を審査します。具体的には、施工業者を選定した方法、経緯及び結果並びに工事契約予定額について審査を行います。なお、業者選定に当たっては、3社以上の複数業者から選定を行って頂きます。

業者選定は、3社以上の複数業者から選定を行って頂きます。

【質問】

質問 1 小規模な改修工事でも、複数の業者による見積合わせが必要ですか？

答 1 どの程度の改修工事でも、3社以上の複数業者から選定を行ってください。

質問 2 町会内の会員の建築業者に施工させたいのですが、なぜ、そのような行為が必要なのですか？

答 2 助成金を申請し町会館を建設する場合、町会予算は勿論のこと町民の方々の寄付並びに市民の税金を財源として建設されます。当然公金を使うわけですから、公正な業者選定を行い、適正な価格で契約することが、説明責任を果たすことに繋がります。そのため、適正な価格で契約する行為として、複数の業者による競争の原理が必要となります。

質問 3 業者から見積もりを徴する場合、どの様に行ったらいいのですか？

答 3 金額にもよりますが、まず改修を行いたい内容を書面などにまとめて頂き、その後、その工事を行える建設業許可を得た、業者を複数（3社以上）選定します。業者の選定が終われば、それぞれの業者に内容の説明を行い、見積書を徴してください。業者から内容の確認や質問があるかと思うので、それらの内容についても参加される全ての業者に説明を行い、内容の統一を図って頂き、見積書を提出して頂くようにしてください。

助成金の返還について

業者の選定や契約行為並びに承認された事業内容の変更については、市の指導や市民の理解を十分に得ながら行ってください。

なお、市では町会・自治会が、次の事項に該当すると認めた場合は、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消し、若しくは交付した助成金の一部又は全部の返還を命じることができます。

- 町会が偽りその他不正な方法で申請したと認めた場合
- 町会が助成金を目的以外に使用したと認めた場合

【質問】

質問 申請する段階では、助成対象事業費が決まっていないのですが、概算で申請したら、不正な申請になるのですか？

答 本制度では、申請を行う前までに業者選定を行うことが可能としております（ただし、契約行為は出来ません。）が、概算の見積書で申請し、その後業者選定を行って請負金額が決まる場合も当然ありますので、不正にはなりません。備品の購入費なども含め金額が確定した後に必ず変更申請を行って下さい。

■□ 助成金の具体的な計算事例

- ◎ 旧の会館を除却して、新しく100平米の町会館を建てるのですが助成金は、どのように計算すればいいのですか？

新築工事の場合、事業費総額から対象外経費を除いた額の3分の1と平米当たりの助成単価に延べ床面積を掛けて算出した額を比較して低い額に備品購入費の3分の1を足した額を助成額とし、その限度額は1,000万円となります。計算例は下記を参考にして下さい。

《例Ⅰ》延べ面積 100 m²の新築工事と併せて備品購入を行う。

総額の事業費	23,400,000 円
（内訳）助成対象建築工事費	18,300,000 円
助成対象備品購入費	2,100,000 円
除却工事費	3,000,000 円

[計算式]

ア. 3分の1の算出

$$\begin{array}{lcl} 18,300,000 \text{ 円} \times 1/3 & = & 6,100,000 \text{ 円} \quad \text{A} \\ 2,100,000 \text{ 円} \times 1/3 & = & 700,000 \text{ 円} \quad \text{B} \end{array}$$

イ. 平米助成単価による算出（6万円とした場合）

$$60,000 \text{ 円} \times 100 \text{ m}^2 = 6,000,000 \text{ 円} \quad \text{C}$$

ウ. 助成金の算出

$$\begin{array}{lcl} \text{A} > \text{C} \text{ により} & & 6,000,000 \text{ 円} \\ \text{B} + \text{C} & = & 6,700,000 \text{ 円} \end{array}$$

エ. 助成金限度額との比較

$$10,000,000 \text{ 円（新築助成金限度額）} > 6,700,000 \text{ 円により}$$

助成額 6,700,000 円 （1千円未満切り捨て）

- ◎ 60平米の増築工事と旧会館の改修工事を併せて行うのですが助成金は、どの様に計算すればいいのですか？

《例Ⅱ》延べ面積 60 m²の増築工事と併せて改修工事及び備品購入を行う。

総額の事業費	14,200,000 円
(内訳) 助成対象増築工事費	11,700,000 円
助成対象改修工事	2,000,000 円
助成対象備品購入費	500,000 円

[計算式]

ア. 3分の1の算出

$$\begin{array}{rclcl}
 11,700,000 \text{ 円} & \times & 1/3 & = & 3,900,000 \text{ 円} & \text{A} \\
 2,000,000 \text{ 円} & \times & 1/3 & = & 666,666 \text{ 円} & \text{B} \\
 500,000 \text{ 円} & \times & 1/3 & = & 166,666 \text{ 円} & \text{C}
 \end{array}$$

イ. 平米助成単価による算出 (6 万円とした場合)

$$60,000 \text{ 円} \times 60 \text{ m}^2 = 3,600,000 \text{ 円} \quad \text{D}$$

ウ. 助成金の算出

$$A > D \text{ により、} 3,600,000 \text{ 円}$$

$$B + C + D = 4,433,332 \text{ 円}$$

エ. 助成金限度額との比較

$$5,000,000 \text{ 円 (増築等助成金限度額)} > 4,433,332 \text{ 円 により}$$

助成額 4,433,000 円 (1 千円未満切り捨て)

- ◎ 新しく140平米の町会館を建てるのですが、併せて太陽光発電設備も設置します。
どの様に計算すればいいのですか？

《例Ⅲ》延べ面積 140 m²の新築工事、太陽光発電及び備品購入を行う。

総額の事業費	30,500,000 円
（内訳）助成対象建築工事費	25,700,000 円
助成対象太陽光発電設備設置工事費	3,000,000 円
助成対象備品購入費	1,800,000 円

[計算式]

ア. 3分の1の算出

$$\begin{array}{rclcl}
 25,700,000 \text{ 円} & \times & 1/3 & = & 8,566,666 \text{ 円} & A \\
 3,000,000 \text{ 円} & \times & 1/2 & = & 1,500,000 \text{ 円} & B \\
 1,800,000 \text{ 円} & \times & 1/3 & = & 600,000 \text{ 円} & C
 \end{array}$$

イ. 平米助成単価による算出（6万円とした場合）

$$60,000 \text{ 円} \times 140 \text{ m}^2 = 8,400,000 \text{ 円} \quad D$$

ウ. 助成金の算出

$$\begin{array}{l}
 A > D \text{ により} \quad 8,400,000 \text{ 円} \\
 B + C + D = 10,500,000 \text{ 円}
 \end{array}$$

エ. 助成金限度額との比較

$$10,000,000 \text{ (新築助成金限度額)} + 2,000,000 \text{ 円 (新築時太陽光発電設備工事助成金限度額)} > 10,500,000 \text{ 円により}$$

$$\text{助成額 } 10,500,000 \text{ 円} \quad (\text{1千円未満切り捨て})$$

- ◎ 既存の町会館の改修工事と玄関の段差解消工事を行うのですが助成金は、どの様に計算すればいいのですか？

《例 IV》既存町会館の改修工事と段差解消工事を行う。

総額の事業費	14,200,000 円
(内訳) 助成対象改修工事費	11,700,000 円
助成対象段差解消工事費	2,000,000 円
助成対象備品購入費	500,000 円

[計算式]

ア. 3分の1の算出

11,700,000 円	×	1 / 3	=	3,900,000 円	A
2,000,000 円	×	1 / 2	=	1,000,000 円	B
500,000 円	×	1 / 3	=	166,666 円	C

イ. 助成金の算出

$$A + B + C = 5,066,666 \text{ 円}$$

ウ. 助成金限度額との比較

5,000,000 円（改修助成金限度額）＋1,000,000 円（改修時段差解消工事助成金限度額）＞5,066,666 円により

助成額 5,066,000 円 （1 千円未満切り捨て）

- ◎ 火災により新しく140平米の町会館を新築するのですが、保険金が支払われます。どの様に計算すればいいのですか？

《例 V》延べ面積 140 m²の新築工事を行うが、保険金 500 万円（不動産 300 万円、動産 200 万円）が支払われます。

総額の事業費	20,800,000 円
（内訳）助成対象建築工事費	15,000,000 円
助成対象備品購入費	4,000,000 円
除去工事費	1,800,000 円

[計算式]

ア. 3分の1の算出

$$\begin{aligned}
 &15,000,000 \text{ 円} - 3,000,000 \text{ 円（保険金：不動産）} = 12,000,000 \text{ 円} \\
 &12,000,000 \text{ 円} \times 1/3 = 4,000,000 \text{ 円} \quad \text{A} \\
 &4,000,000 \text{ 円} - 2,000,000 \text{ 円（保険金：動産）} = 2,000,000 \text{ 円} \\
 &2,000,000 \text{ 円} \times 1/3 = 666,666 \text{ 円} \quad \text{B}
 \end{aligned}$$

イ. 平米助成単価による算出（6万円とした場合）

$$60,000 \text{ 円} \times 140 \text{ m}^2 = 8,400,000 \text{ 円} \quad \text{C}$$

ウ. 助成金の算出

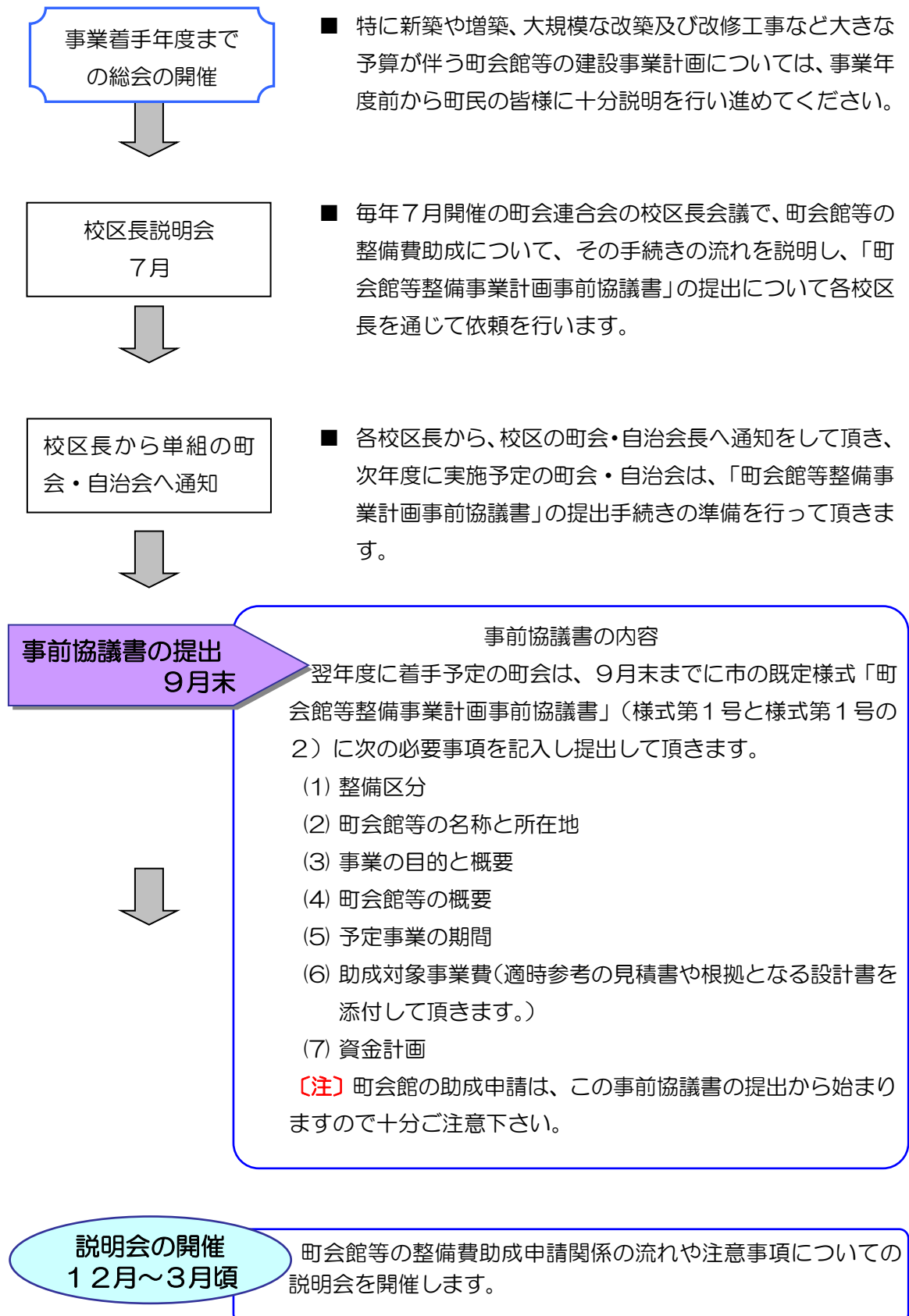
$$\begin{aligned}
 &\text{A} < \text{C} \text{ により} \quad 4,000,000 \text{ 円} \\
 &\text{A} + \text{B} = 4,666,666 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

エ. 助成金限度額との比較

$$10,000,000 \text{ 円（新築助成金限度額）} > 4,666,666 \text{ 円により}$$

助成額 4,666,000 円 （1千円未満切り捨て）

■□ 町会館等の整備費助成の流れ



内定通知書の送付
4月

事前協議書の提出のあった町会・自治会のうち、事業計画を内定した町会・自治会へ「町会館等整備事業事前協議内定通知書」（様式第2号）を送付します。

〔注〕 事前協議内定通知書に記載している金額については、内定額であり、交付決定額ではありません。交付決定額は申請事業の実施年度の予算が和泉市議会において可決され、町会・自治会が交付申請手続きを行っていただいた後、予算の範囲内において決定されます。

事業着手年度
総会の開催

- 町会館等の整備事業は、予算書や事業計画書などを作成し、必ず総会で議決して下さい。

実施設計や
仕様書の作成

- 新築や増築又は大規模な改築、改修工事など実施設計が必要な場合は、設計者を決めるなどして設計内容を決定していきます。（前年度に行う場合もあります。）

建築確認
申請の手続き

- 建築基準法に基づき、建築確認申請が必要な場合は手続きを行います。

〔注〕 建築確認済証や建築確認検査済証などの書類は、申請や完了時に必要となりますので、十分注意してください。詳しくは、建築・開発指導室にご確認ください。

施行業者の選定

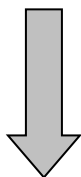
- しっかりとした技術を持ち、適正な価格で誠実に工事を行える施行業者を適正に決めて下さい。また、どのような規模の工事でも3社以上の複数業者からの見積り合わせや入札などを行って下さい。

〔注〕 市では、業者選定を行う場合、必ず入札や複数の業者から見積書を徴して選定を行うことを義務付けています。

〔注〕 施工業者の選定経過などの関係書類は、申請時に必要となります。

〔注〕 業者との契約行為や工事の着手は、助成金交付決定後に行って頂きます。

**助成金交付申請書の提出
4月以降随時受付**



◆助成金交付申請に必要となる提出書類

事前協議内定通知書（様式第2号）を受けられ、予算が確定した町会については、「町会館等整備事業費助成金交付申請書」（様式第3号）に下記の添付書類を付けて申請を行い、交付決定通知書が市から届いてから着手して頂きます。

また、業者の選定については、入札を行うか或いは3社以上の複数業者による見積もり合わせが必要となります。

- (1) 事業計画書（様式第4号）
- (2) 施設の位置図、配置図、平面図及びその他工事内容等が分かる図面
- (3) 敷地の登記記載事項証明（登記簿謄本）の写し
- (4) 土地の権利を取得したことを証する書類（賃貸借契約書、承諾書等）
- (5) 工事見積書及び備品、防災資機材購入見積書の写し（助成対象外経費については、区分すること。）
- (6) 総会資料（申請時の直近で、予算書や事業計画を決定した内容が記載された書類）
- (7) 施工業者選定経過報告書（施工業者選定方法、経緯、結果等が記載された書類）等
- (8) その他市長が必要と認めた書類
建築確認済証の写しなど（建築確認が必要な場合に限る。）詳しくは、建築・開発指導室にご確認ください。

**助成金交付
決定の通知**

提出されました申請書の内容を確認し、適正であれば交付決定の通知（様式第5号）を行います。
申請書の受理から概ね2週間程度で通知いたします。

工事契約の締結

- 必ず助成金交付決定通知書（様式第5号）を受け取った後に工事契約を締結して下さい。

工事着工

市に申請を行い、交付決定の通知を受けた後に工事に着手して頂きます。事前に着手されますと、市の助成金が受けられなくなることもありますので、ご注意下さい。

〔注〕 備品の業者選定や入札は、この時点で行う町会・自治会がありますので、備品購入の金額が確定しましたら速やかに変更申請を行って下さい。

工事完了

変更の手続き

申請の提出後、請負金額、事業計画並びに事業期間など、当該事業計画に変更等が生じたときは、速やかに「町会館等整備事業費助成金変更交付申請」（様式第6号）を行って下さい。

助成金 変更の通知

提出されました申請書の内容を確認し、適正であると認めたときは、助成金変更交付決定の通知（様式第7号）を行います。

実績報告書の提出

実績報告に必要となる提出書類

事業が完了しましたら、速やかに「町会館等整備事業費助成金交付実績報告書」（様式第8号）に関係書類を添えて市に提出して下さい。担当者が現地確認を行います。

- (1) 事業実績報告書（様式第8号の2）
- (2) 工事費及び備品、防災資機材購入費を支払ったことを証する書類（領収書。ただし写しの場合は原本証明を行うこと。）なお、町会に全額支払いの予算が無い等、理由がある場合は、助成金を差し引いた内金の領収書でも可能です。
- (3) 請求内訳書
注：助成対象外経費については、区分して下さい。
- (4) 契約書又はこれに代わるものの写し（物品購入等については、納品書等）
- (5) 建物竣工写真及び備品の写真（全景、各部屋、会館の名称が入った全景写真を一部）
- (6) その他市長が必要と認めた書類
建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）

市の担当者が現地調査を行いますので、工事関係の一件書類や支払い関係がわかる書類をご用意下さい。

助成金 確定通知書

提出されました事業実績報告書の内容を確認すると共に、担当者が現地での確認を行った上で、適正であれば助成金の確定を行います。

助成金交付 請求書の提出

市の助成金確定通知書（様式第9号）を受け取った後、助成金交付請求書（様式第10号）を提出して下さい。

〔注〕 工事費や備品、防災資機材購入費において一部未払いがある場合は、市からの助成金が支払われた後、14日以内に領収書を持参して頂きます。

助成金の交付

提出されました請求書に基づき、所要の手続きを行い助成金を指定された金融機関に振り込みます。

■□ 助成申請に関する事務手続きQ&A

A 町会館等整備事業計画事前協議書の提出関係

Aー1 町会館等整備事業計画事前協議内定通知書を頂いたのですが、この金額で助成を受けることができるのですか？

内定通知書は、あくまで事前協議に基づき内定したものでありますことから、今後、提出されました申請の内容を審査し助成金の確定を行いますので、事前協議内定通知書の金額で交付されるとは限りません。

Aー2 町会館等整備事業計画事前協議内定通知書を頂いたのですが、その後申請段階で内定金額を増額したいのですが、可能ですか？

事前協議書の内容に基づいて、既に予算が内示されておりますので、増額は出来ません。

Aー3 事前協議段階での整備工事費の金額算出はどの様にすれば良いのですか？

業者等から見積書を徴し、その見積書をもって金額算出することになるかと思いますが、事前協議段階と助成金交付申請段階の間は一定の期間があるため、事前協議段階の見積書は、物価等の変動により、実際の金額と異なってくる場合があります。事前協議段階の見積書・設計書を基に、予算の確保を行うこともあり、業者等から見積書を徴する際には、物価の高騰等の要素を考慮した金額になるように伝えるなど、ご注意ください。

Aー4 事前協議を提出していないと申請はできないのですか？

申請はできません。事前協議は、市の予算確保を行うために必要な手続きでありますので、協議をされていない場合は、予算が確保されていません。

B 町会館等整備事業費助成金交付申請書の提出関係

B-1 申請はいつ頃行ったらいいのですか？

申請には、総会資料（申請時の直近で、予算書や事業計画を決定した内容が記載された書類）、建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）並びに実施設計（又は工事内容の確定）が完了し、施工業者選定経過報告書と併せて請負される予定業者の工事見積書が準備できている必要があります。また、必ず申請後に業者との契約行為や工事着手をして頂くようお願い致します。市では申請を受けてから審査等を行いますので、交付決定書の通知については、2週間程度が必要となります。

B-2 前年度に受けた町会館等整備事業計画事前協議内定通知書の助成金交付内定額を上回って申請したいのですが、可能ですか？

助成金交付内定額以内の金額で申請して頂きます。

B-3 50万円程度の小規模な改修工事を行うのですが、申請できますか？

申請は可能です。ただし、本制度は、一度助成金を交付すれば5年間使えないことから、経費が大きく掛かる大規模改修工事などに向いている制度です。申請される場合は、修繕計画を考えて申請を行って下さい。

B-4 増築工事と改修工事並びに備品購入を申請したいのですが、助成区分のどこにチェックを入れればいいですか？

町会が行う工事や備品購入の全ての項目にチェックを入れてください。ただし、助成金の限度額は500万円となります。

B-5 だんじり倉庫を併設した会館を新築したいのですが、申請は可能ですか？

申請はできます。ただし、会議室や集会室など集会機能の施設が配置された会館と同一敷地内に建設される場合に限りです。

B-6 空調機の改修工事をしたいのですが、申請は可能ですか？

P.6の「答2」のとおり、家庭用の空調機は備品扱いとなり、単独で取り付ける場合は助成の対象とならず、申請はできません。ただし、業務用の空調機のような配管工事等が必要な場合は、単独でも助成対象となる場合があります。その他に町会館の整備と併せて行う場合も対象となるため、それらの場合については申請が可能です。

B-7 施工業者選定経過報告書は、備品購入の場合は必要ないのですか？

施工業者選定経過報告書は、建築工事を発注する場合や、備品購入の場合も必要となります。

B-8 太陽光発電設備の設置を申請したいのですが、提出書類は同じですか？

基本的には同じですが、申請書の添付書類として発電システムの形状や規格等が分かるものをつけてください。また、完了時には、電力会社と交わした発電システムの系統連係に伴う電力需給に関する契約書、又は電力需給契約通知の写しを提出して頂きます。

B-9 マンションなどの建物の一室を町会・自治会で購入し町会館としたいのですが、助成の対象となりますか？

建物購入となりますので、申請は可能ですが、下記の何れの条件も満たしていることが必要となります。

- ① 施設面で、会館としての要件（集会や会議機能）を満たしていることが必要です。
- ② 建物の一部（マンションやビルの一室）を購入すると、区分所有者として登記することが必要ですから、町会・自治会が法人化していること。
- ③ 町会・自治会名で建物の区分登記をすること。
- ④ 区分所有者の団体の総会等で、その建物の一室を町会・自治会の会館として利用することが了承されていること。（区分所有者の団体総会などの議事録又は、理事長の承諾書の提出を求めます。）

B-10 マンションなどの建物の一室を町会・自治会で購入し町会館とする場合、助成対象となる経費は何ですか？

基本的には、本制度の要綱第3条に規定する助成対象経費となりますが、建物に対する助成制度でありますので、契約書に建物分と土地分の額を明記することが要件となります。さらに、その内訳金額の割合が妥当であるかを保証する資料として下記の資料を求めます。

- ① 固定資産税評価額の写し
- ② 近隣の同等物件のデータ
- ③ 不動産鑑定士の鑑定書

なお、これらは土地付き一戸建ての物件を購入される場合にも適用します。

C 町会館等整備事業費助成金変更交付申請書の提出関係

C-1 どのような場合に変更申請を提出するのですか？

提出した申請の助成対象経費、助成額、工事の内容又は工期などに変更が生じた場合で、当初決定した助成額が変わる場合は変更申請が必要となります。また、申請した事業を中止する場合も変更申請が必要となります。

助成額が変わらない場合は変更内容の報告のみ行ってください。

C-2 工事の内容に変更が生じたことによる助成金の増額は可能ですか？

増額については町会館等整備事業計画事前協議内定通知書に明記している助成金交付内定額の範囲であれば可能ですので、変更申請を行ってください。

C-3 工事の内容に変更が生じた場合とは、どの程度の内容の変更ですか？

基本的には、当初に提出された申請書の内容（建築面積や延べ面積など）や見積書の内容等が変更になることです。

C-4 完了実績に報告する建築確認検査済証の延べ面積が変わったのですが、変更申請は必要ですか？

請負金額が変わらなくても建築確認申請の延べ面積が変われば、助成金が変わる場合があります。その場合は、変更申請が必要となります。ただし、増額の場合は、事前協議内定通知書に明記している助成金交付内定額の範囲なら増額が可能となります。

D 町会館等整備事業費助成金交付実績報告書の提出関係

D-1 実績報告書はいつ頃提出すればいいのですか？

実績報告書の提出時期ですが、申請を行った内容が全て完了し、建築確認申請が必要な場合は、その検査を受け検査済証が発行され、各業者への支払いが全て完了した後に提出して頂きます。

D-2 どの程度の写真が必要なのですか？

新築工事の場合は、各方向からの全景写真とホール、会議室、便所、台所等の主要な各部屋の写真及び助成対象となっている購入された全ての備品写真が必要です。また、増築や改築、改修工事の場合は、工事施工を行った箇所の改修前と改修後の写真が必要となります。

D-3 建築工事の場合は、必ず契約が必要なのでしょうか。また、備品、防災資機材購入の場合にはどのような書類が必要なのですか？

金額の小さい小規模工事などは、請書や請求内訳書等の工事の内容がわかる書類が必要となります。また、備品、防災資機材購入の場合には、契約書を交わさないこともありますので、納品書等の写しを提出してください。

D-4 実績報告時に行う市の現地確認では、どの程度の書類を用意すればいいのですか？

現地確認は、市の担当職員（2人以上）が町会・自治会から提出された当初の申請書、変更があった場合は変更申請書並びに実績報告書を元に現地で検査を行います。用意して頂く書類としましては、町会の総会関係の書類、契約関係の書類、支払い関係が分かる領収書や町会の通帳、建築確認申請が必要な場合はその申請書類、施工業者から提出された建築工事関係の一件書類などを用意しておいてください。

D-5 工事が年度末に終わらないのですが、大丈夫ですか？

市の助成金は、単年度を基本として助成を行っておりますことから、年度内の事業完了が基本となります。したがって、十分完成時期を考慮して申請を行ってください。

E 町会館等整備事業費助成金交付請求書の提出関係

E-1 請求書を提出してから、どれぐらいで入金されますか？

請求書は、実績報告書が提出され、審査を行い担当者が完了検査を終了してから、提出して頂きますが、概ね3週間前後で指定口座に入金させて頂きます。

E-2 一部未払いの金額があるのですが、助成金を入金して頂くことは可能ですか？

町会・自治会の資金だけでは、支払いが困難などの理由があり、工事費や備品購入費において一部未払いがある場合にも請求はできますが、市からの助成金が支払われた後、必ず14日以内に領収書を持参して頂きます。

町会館等の建設は、町会・自治会員の意思決定により行うものでありますので、一部の役員だけで決めてしまうのではなく、説明会を開催するなど十分に会員の理解を得て進めて頂かなければなりません。

また、助成金は市民の貴重な税金を原資としておりますので、特に業者の選定などは公正に行い、何時でも説明出来るようにして頂きたいと思います。

(平成22年3月 作成)

(平成26年7月 改正)

(平成29年7月 改正)

(平成31年3月 改正)

(令和4年7月 改正)

(令和5年6月 改正)

(令和6年7月 改正)

(令和7年7月 改正)

(令和8年7月 改正)

【お問い合わせ先】

和泉市 市長公室 広報・協働推進室

電話 0725-99-8103
FAX 0725-41-1553